

議案第 5 1 号

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 3 月 1 3 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 3 7 号）が令和 7 年 2 月 2 1 日に公布され、消防団員等公務災害補償条例（例）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

京丹後市消防団員等公務災害補償条例（平成16年京丹後市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



現行				改正案			
<p>期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>第6条～第29条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p>				<p>_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>第6条～第29条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p>			
(単位：円)				(単位：円)			
階 級	勤務年数			階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200	団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500	分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800	部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300
備考1・2 (略)				備考1・2 (略)			
				附 則			
				(施行期日)			
				1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。			
				(経過措置)			
				2 この条例による改正後の京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた京丹後市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。			